

■平成26年度耕作放棄地再生利用交付金について

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者等がおこなう再生作業や土づくり、必要な設備の整備等の取組を総合的に支援する。

○再生利用

再生作業(障害物除去、深耕、整地等、及び土作り(肥料等の投入)を一括で支援。

【定額5万円/10a】

または、重機を用いておこなう場合(※経費が10万円/10aを超える場合。)

【補助率 総費用の1/2以内】

○設備等補完整備

農業用機械、設備の整備(地域協議会による機械購入、機械のリース、ハウス等の整備)

【補助率1/2以内】 ※対象農地(機械の規模決定等)は再生した農地に限る

再生農地周辺の水路、ため池、農道の整備

【補助率 総費用の1/2以内】

再生農地周辺の暗きょ排水、区画整理等

(小規模の場合 【定額2.5万円/10a】)

■集落営農組織高度化促進事業について

新たに集落営農組織を設立しようとする集落や主食用米や新規需要米を新たに経営に取り入れようとする集落営農組織が共同利用農業機械等を購入する際に、購入費を補助する。

事業内容

- 新規組織化タイプ 新たに集落営農組織を設立しようとする集落。
- 広域連携タイプ 近隣集落と共同で組織化を図ろうとする集落または、新たに未集落営農組織が参加して広域化を図ろうとする集落営農組織。
- 米導入タイプ 主食用米、新規需要米および加工用米を新たに経営に取り入れようとする集落営農組織。

補助率 【総費用の1/3以内】 補助費上限250万円まで

対象機械 (一例)

トラクター

播種機

定植機

収穫機

弾丸暗きょ機

選別機

農産加工機械・施設

コンバイン(米導入タイプのみ)

籾摺り機(米導入タイプのみ)

石貫機(米導入タイプのみ)

色彩選別機(米導入タイプのみ)

農産物販売施設、など

上記事業について要望がありましたら1月21日(火)までに農政課までお知らせください。